

障がい児等療育相談支援事業実施要綱

(目的)

第1条 障がい児等療育相談支援事業（以下「支援事業」という。）は、在宅の障がい児等（以下「在宅障がい児等」という。）の相談支援を行うことで、在宅障がい児等の地域生活を支援し、自立と社会参加を促進することを目的とする。

(実施主体)

第2条 支援事業の実施主体は、三重県（以下「県」という。）とし、障害児（者）施設等を経営する社会福祉法人等へ委託して実施するものとする。

(事業内容)

第3条 事業内容は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 家庭、保育所等関係機関訪問による療育指導
- 二 外来による療育指導
- 三 在宅障がい児等の通う保育所等関係機関職員の療育指導
- 四 地域における療育機関等関係機関の連絡調整及びネットワーク作り
- 五 在宅障がい児等及びその家族等の相談支援

(関係機関との連携)

第4条 支援事業は、保健所、福祉事務所、市町のほか、必要に応じて障害福祉サービス事業所、医療機関、特別支援学校等と連携し実施するものとする。

(留意事項)

第5条 支援事業を実施する中で得た在宅障がい児等の状況及び家庭に関する情報については、秘密を保持し、業務遂行以外に用いてはならない。

(費用の支弁)

第6条 支援事業に要する経費は、予算の範囲内において県が支弁するものとする。

(委任)

第7条 本要綱に定めるもののほか、支援事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。